

【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

毎年度の自己点検・評価において、短期大学は「内部質保証ルーブリック」の各項目を参照し、自校が各項目のどのレベル（I～IV）にあるか、その現状を確認し、より高いレベルに到達できるよう向上・充実への取組みに活用してください。また、取組みの結果については自己点検・評価報告書への積極的な反映も期待されます。

なお、下表「「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係」以外に、自己点検・評価に関連する短期大学評価基準（区分）があれば、それらの点検・評価においても内部質保証ルーブリックを活用し、向上・充実に生かしてください。

「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係

項目	区分
1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。
2 学習成果を定めている。	基準 I -B-2 学習成果を定めている。 基準 II -B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。 基準 II -B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 基準 II -B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 基準 II -B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 基準 II -A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 基準 II -A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準 I -D-2 教育の質を保証している。 基準 IV -A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。